

## 平成24年度科学研究費助成事業『研究活動スタート支援』の応募について

日本学術振興会より、標記研究種目募集の通知がありました。

今回公募された研究種目『研究活動スタート支援』は応募資格が限定されるため、応募を希望される方は下記の各事項をお読みいただいたうえ、平成24年4月18日(水)正午までに『**科学研究費助成事業応募申込用紙 兼 電子申請システムID・パスワード発行依頼書**』をご提出ください。

なお、公募要領ならびに研究計画調書作成・記入要領等は、日本学術振興会のウェブサイトからダウンロードしてください。

< [http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/22\\_startup\\_support/download.html](http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/22_startup_support/download.html) >

### 記

#### 1. 公募の内容について(詳細は公募要領にてご確認ください。)

【対象】 前年秋の募集時期に応募できなかった研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画

【応募総額】 単年度当たり150万円以下

【研究機関】 2年以内

【応募資格】 公募要領9ページに掲載されている および を満たしていることに加え、次の要件のいずれかに該当することを所属研究機関において確認されること。

A) 文部科学省及び日本学術振興会が平成23年9月に公募を行った研究種目の応募締切日(平成23年11月10日)の翌日以降に科研費の応募資格を得たため、当該研究種目に応募できなかった者

B) 平成23年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、文部科学省及び日本学術振興会が平成23年9月に公募を行った研究種目に応募できなかった者

上記B)の要件を有する者のうち、平成23年11月10日以前にe-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されたことがある場合は、産前産後の休暇期間又は育児休業期間を明記した理由書を提出する必要があるので信濃町研究支援センターへお申し出ください。

上記に加え、常勤者以外の方が応募する際には、慶應義塾における応募資格のガイドラインに定められた応募資格も満たしていることが必要です。

#### 2. 応募資格の確認について

【慶應義塾における応募資格のガイドライン】

慶應義塾大学に所属する研究者として科研費に応募する場合、公募要領に掲載されている応募資格を満たし、かつ慶應義塾の定めるガイドライン(次頁枠内参照)の応募資格を満たしていることが必要です。

関連病院へ出向している場合や非常勤の場合などは、ガイドライン適用者としての『申請書』『受入責任者の推薦書』『本務先承諾書』等を別途ご提出いただきます。

**<研究者に係る要件>**

「当該研究機関」とは慶應義塾を示す。

研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること。(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム、パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。)

- ・慶應義塾における「所属する者」とは、本塾人事諸規程にのっとり発令された者とする。ただし、医学部助教(無給) 医学部共同研究員として発令されている場合は応募資格を認める対象とする。

当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助は除く)。

非常勤講師で「教育職」として雇用される者は、原則として除く。しかし、現在非常勤教育職であっても、実際に慶應義塾での研究活動に従事している場合は申請の対象とする。

大学院生等の学生でないこと。

**<研究機関に係る要件>**

「当該研究機関」とは、慶應義塾を示す。

科研費が交付された場合に、その研究活動を当該研究機関の活動として行なわせること。

科研費が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと。

**ガイドライン**

1. 常勤者(専任教員・有期契約教員(特任教員・研究員を含む))以外で科研費応募の許可を希望する場合は、大学が新たに機関管理の責任を負うことになるため、「応募資格の変更後」の上記の5つの条件をすべて満たすことを前提に今後義塾の研究活動に実際に従事することにつき、学部長(又は、研究科委員長等)の承認をうける。なお、当該の科研費申請者が他機関を本務地とする場合は、本務とする機関より科研費申請に関する承認を得るものとする。
2. 実際に、1.の通り、新たに承認を受ける場合は、あらかじめ受入責任者(専任者)を必ず立てる。受入責任者は、申請者の課題が採択された場合、その研究活動に対し研究環境を保証すると同時に、必要な場合、当該研究活動をする上での義塾の関連部署とのコンタクトについて対応する。
3. 1.及び 2.の趣旨を理解した上で、申請者及び受入責任者は、事前に必要書類(別紙参照)を作成し提出すること。
4. 研究分担者、連携研究者(補助金の交付対象外)として、研究組織に加わる場合についても、計画調書提出時点で同様に3.の手続きを行うこと。
5. 研究費の交付内定時点で、職名が変更されている場合(たとえば、常勤から非常勤に変更した場合等)は、上記に基づき、同様に3.の手続きを行うこと。申請書類は各地区研究支援センターに問い合わせのこと。
6. 提出場所および提出書類  
提出場所: 各地区研究支援センター  
提出書類: 科学研究費応募に係る申請書(本人作成)  
科学研究費応募に係る推薦書(受入責任者と所属長の連名で作成)

**【本研究種目に対する応募資格の確認】**

公募要領の7ページから11ページに記載されているように、本研究種目の応募資格は限定されているため、例年秋に公募される研究種目と異なり、事前に応募資格の確認を行ないます。

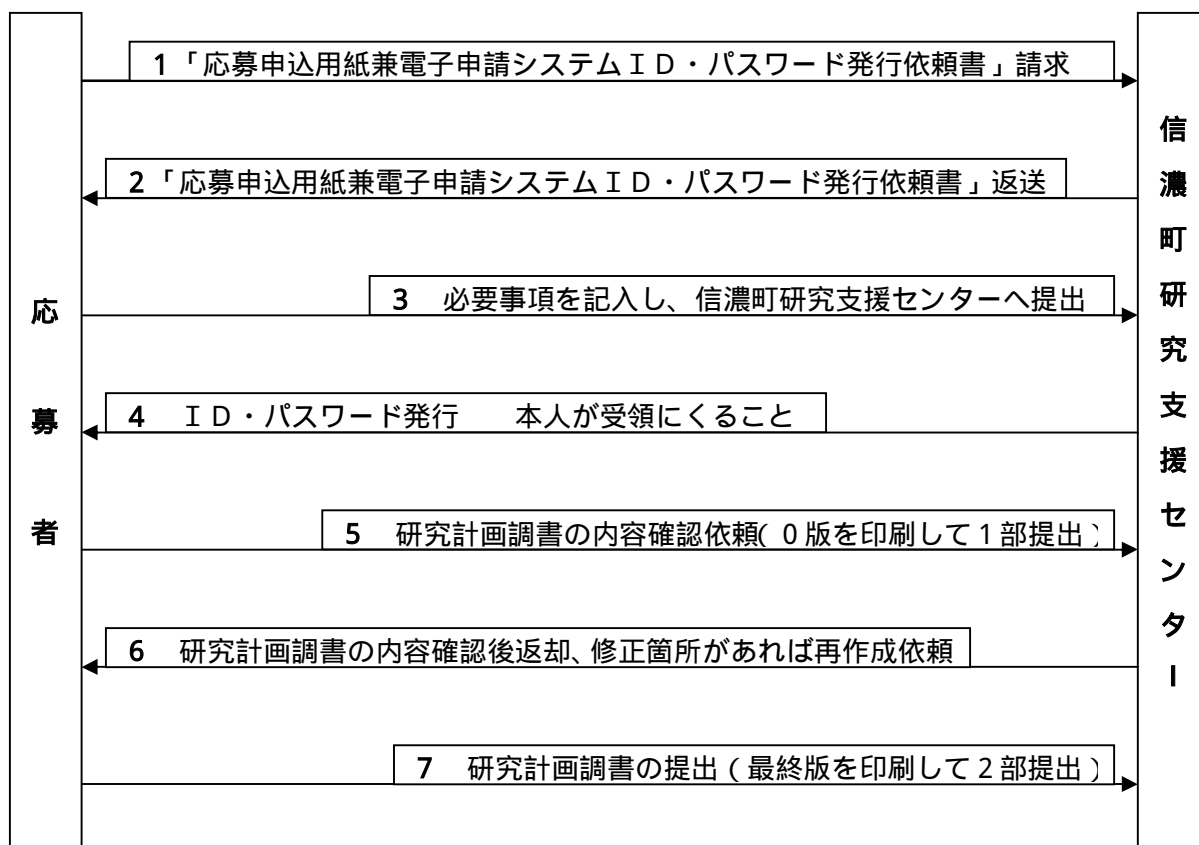
応募希望の方は、氏名・個人番号・生年月日を明記し「『研究活動スタート支援』の応募について」という件名で、信濃町研究支援センター科研費担当者へ電子メールをお送りください。

応募資格のある場合のみ、『科学研究費助成事業応募申込用紙兼電子申請システムID・パスワード発行依頼書』を添付でお送りします。

非常勤の方は本務先承諾書が必要になりますので、予め科研費応募の可否を本務先に照会しておいてください。また、科研費により雇用されている場合は、雇用契約における勤務時間を自らの研究に充てることは出来ません。科研費以外の外部資金で雇用されている場合も、資金元の研究への専念義務等についてはご自身で予めご確認ください。

< 続 く >

### 3. 応募手続きと提出期限について



#### 【提出期限】

- |                               |               |
|-------------------------------|---------------|
| ・ 応募申込用紙兼電子申請システムID・パスワード発行依頼 | 平成24年4月18日(水) |
| ・ 研究計画調書の内容・体裁確認のための0版提出(仮提出) | 平成24年4月24日(火) |
| ・ 研究計画調書の提出(最終版提出)            | 平成24年4月27日(金) |

#### 【注意事項】

- ・ 応募申込の請求は、必ず本人からメール送信をしてください。
- ・ 応募申込後、慶應義塾の定めるガイドラインに該当する方へは申請書類をお送りします。
- ・ 上記手続きにおける「1～2」は電子メールにて行いますが、「3」以降は原則として申請者ご本人に信濃町研究支援センターまでお越しいただきます。
- ・ **今回発行したID・パスワードは今後も使用するので紛失しないようご注意ください。**
- ・ 応募資格B)で応募される場合、産前産後の休暇又は育児休業の期間を明記した理由書が日本学術振興会に受理されるまでは、ID・パスワードを取得しても電子申請システム上に本研究種目が表示されない場合があります。

#### 4. 研究計画調書提出先

信濃町研究支援センター(総合医科学研究棟1階)  
平日9:00～11:30 / 12:30～17:00

#### 5. 応募申込み及び問合せ先 問合せはメールにてお願いします。

信濃町研究支援センター科研費担当 [ras-shinanomachi-kaken@adst.keio.ac.jp](mailto:ras-shinanomachi-kaken@adst.keio.ac.jp)

以上